本件事業の完成により、現道の幅員狭小箇所、線形不良箇所及び災害危険箇所をバイパス方式により回避することで通行車両の安全かつ円滑な交通が確保され、歩道が整備されることにより歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については、工事施工中一部基準値を上回る値が見られるものの、仮囲いを設置し減音することにより基準値を満足できるとされていることから、起業者は工事施工中には仮囲いを設置し減音を図り基準値を満足させることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記のとおり、本件事業は環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件区間には保護するため特別の措置を講ずべき動物及び植物は見受けられないとされている。なお、事業施行中に絶滅危惧種等希少な動物及び植物が発見された場合は、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

また、本件区間には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、発見された場合は、必要に応じ関係機関と協議し適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小箇所、線形不良箇所及び災害危険箇所をバイパス方式で回避することにより安全かつ円滑な交通を確保し、歩道を設置することにより歩行者等の安全を確保することを目的とした道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するにあたっては、本件区間において、申請案である「現道改良を基本とした案」のほか、「集落を避け、長大トンネルとした案」及び「現道を最大限に利用した案」の３案による検討が行われている。それぞれ申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障物件となる住家の件数は多いものの、取得必要面積は最小となり、路線延長が最短かつ事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、３⑴で述べたとおり、現道の幅員狭小箇所、線形不良箇所及び災害危険箇所をバイパス方式で回避し、歩道を設置することにより安全かつ円滑な交通及び歩行者等の安全を確保する必要があることから、早期に実現する必要があると認められる。

また、沿線の地方公共団体の長等からなる国道388号整備促進期成同盟会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県佐伯市役所

国会事項

衆議院

議案送付

六月十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

障害者基本法の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電力会社による「電気予報」に関する質問主意書（木村太郎提出）

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

議事日程

六月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

平成二十三年六月十七日（金曜日）

午前十時開議

第一　津波対策の推進に関する法律案（衆議院提出）

第二　情報処理の高度化等に対処するための法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆議院提出）

第四　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆議院提出）

第六　母体保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第七　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

第八　スポーツ基本法案（衆議院提出）

議案提出

六月十六日衆議院から次の議案が提出された。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆第一八号）

議案受領

六月十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第八三号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

障害者基本法の一部を改正する法律案（閣法第九九号）

議案受領（予備審査）

六月十六日衆議院から次の議案が送付された。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆第一八号）

委員長提出）（法務